

200500039A

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学推進研究事業

社会保障と私的保障（企業・個人）の  
役割分担に関する実証研究

平成17年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 府川 哲夫

平成18(2006)年3月

## 目 次

I.	平成 17 年度総括研究報告 .....	1
	社会保障と私的保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究 .....	3
	府川 哲夫	
II.	平成 17 年度分担研究報告 .....	13
1.	社会保障の企業負担に関する研究 .....	15
	府川 哲夫・菊地 英明・酒井 正・菊池 潤	
	(論文)「企業による福祉と社会保障 III」 .....	21
	府川 哲夫	
	(論文)「企業が私的保障・社会保障を提供する要因に関する分析」.....	34
	酒井 正	
	(論文)「民間介護保険の実現可能性に関する考察－米国における民間介護保険に関する先行研究サーベイ」 .....	51
	菊池 潤	
2.	公的年金と私的年金の代替関係に関する研究 .....	69
	大石 亜希子・山本 克也・佐藤 格	
	(論文)「公的年金加入における逆選択の分析」 .....	73
	大石 亜希子	
	(論文)「厚生年金基金の脱退問題」 .....	92
	山本 克也	
	(論文)「公的年金未納・未加入に関するシミュレーション分析」 .....	108
	佐藤 格	
III.	研究成果の刊行に関する一覧表 .....	123
IV.	研究成果の刊行物・別刷 .....	127
	(論文)「社会保障における住宅政策の位置づけ－福祉国家論からのアプローチー」 .....	129
	(IVに別刷として収録)	
	菊地 英明・金子 能宏	
	(論文)「企業による福利厚生の動向」(IVに別刷として収録) .....	144
	府川 哲夫	

社会保障と私的保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究  
平成 17 年度 研究者名簿

主任研究者：府川 哲夫	国立社会保障・人口問題研究所
分担研究者：山本 克也	国立社会保障・人口問題研究所
大石 亜希子	国立社会保障・人口問題研究所
菊地 英明	国立社会保障・人口問題研究所
佐藤 格	国立社会保障・人口問題研究所
研究協力者：酒井 正	国立社会保障・人口問題研究所
菊池 潤	国立社会保障・人口問題研究所

# I. 平成 17 年度 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業  
「社会保障と私的保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究」  
総括研究報告書

主任研究者 府川 哲夫 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長

**研究要旨**

本研究は、社会保障と私的保障とのかかわりに着目し、公私の役割分担を明確にした社会保障パッケージのあり方を以下の3つの視点から考察することを目的としている。(1) 社会保障の企業負担に関する研究、(2) 公的年金と私的年金の代替関係に関する研究、(3) 非正規労働者への社会保険適用に関する研究。

本年度の研究から得られる主な知見は以下の通りである。

第1に、社会保障における個人、企業の負担に関して国際比較を行った結果、わが国の社会保障負担は個人、企業いずれの側面から見ても決して高くは無く、負担の限界には達していないと考えられる。

第2に、平成16年度に実施した企業アンケート調査の集計結果より、多くの企業が社会保険料負担を高いと考えている実態が明らかとなった。また、仮に企業負担を下げるとしたときの代替財源としては、間接税の引き上げや公的給付の削減を求める声が多いことが明らかとなった。

第3に、退職手当を題材に、企業が私的保障を提供する要因に関する理論研究を行った。その結果、企業のおかれている市場条件のみならず、企業の生産構造などの特性が福利厚生制度のあり方に影響を与えることが明らかとなった。

第4、住宅保障における公私の役割分担に関して、比較福祉国家論を用いた理論的研究を行った。その結果、住宅政策は福祉レジーム論に位置づけられること、わが国の住宅供給における公私の役割分担の構造が、企業とともに家族に依存する面が多いこと、その構造に南欧諸国と類似する点が多いことなどが明らかとなった。

第5に、介護における公私の役割分担に関して、米国における民間介護保険に関する文献調査を行った。その結果、介護リスクに対して民間介護保険のみで対応することは困難であると同時に、公的保障の存在が民間介護保険市場に大きな影響を与えることが明らかとなった。

第6に、国民年金の未加入行動の背景として、流動性制約や逆選択があることを示唆する結果が得られた。また、個人年金加入者は国民年金や医療保険に未加入となる確率が低いことが明らかとなった。

第7に、厚生年金基金解散の意思決定と企業の財務戦略との関係について計量分析を行った結果、両者の間には有意な関係が存在することを示唆する結果が得られた。

第8に、国民年金未加入・未納対策としての国民年金保険料の多段階免除や基礎年金部

分の消費税化に関してシミュレーション分析を行った結果、これらの施策は経済厚生を低下させる可能性が高いことが示された。

#### 分担研究者

大石亜希子（同研究所社会保障基礎理論研究部第2室長）  
山本克也（同研究所社会保障基礎理論研究部第4室長）  
菊地英明（同研究所社会保障基礎理論研究部第2室研究員）  
佐藤 格（同研究所社会保障基礎理論研究部第1室研究員）

#### A 研究目的

本研究は、社会保障と私的保障とのかかわりに着目し、公私の役割分担を明確にした社会保障パッケージのあり方を以下の3つの視点から考察することを目的としている。具体的な研究テーマは以下の通り。(1) 社会保障の企業負担に関する研究、(2) 公的年金と私的年金の代替関係に関する研究、(3) 非正規労働者への社会保険適用に関する研究。

#### B 研究方法

第1に、OECD Tax Database 等を用いた国際比較から、日本における企業・個人の負担の相対的な状況を明らかにした。

第2に、平成16年度に実施した企業を対象とした「福利厚生制度に関するアンケート調査」をもとに、企業年金の動向や社会保険料の事業主負担に関する企業の考え方を焦点を当てた集計・分析を行った。

第3に、住宅保障における公私の役割分担に関して、比較福祉国家論を用いた理論

的考察を行った。

第4に、私的保障としての企業福利・退職手当等を企業が提供する要因について理論的・実証的分析を行った。

第5に、米国の民間介護保険市場に関する文献調査を通じて、わが国への民間介護保険導入の可能性について検討した。

第6に、「国民生活基礎調査」の個票に基づき、個人年金加入と公的年金期加入・未納行動との関係について、個人年金加入行動との関係を含めて、計量分析を行った。

第7に、日本政策投資銀行・財団法人日本経済研究所の企業財務データバンクや厚生年金基金事業年俸のデータに基づき、厚生年金基金からの脱退の意思決定と財務戦略との関係について計量分析を行った。

第8に、国民年金保険料の多段階免除制度の導入や基礎年金部分の消費税化が家計の経済厚生に与える影響に関して、シミュレーション分析を行った。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人や企業の情報保護に留意し、流出のないように細心の配慮をする。

#### C 研究結果と D 考察

##### (1) 社会保障の企業負担に関する研究

本年度の研究成果を以下の5論文にとりまとめた。

(1) 「企業による福祉と社会保障Ⅲ」(府川論文)

個人の負担、企業の負担について国際比

較を交えて検討した。日本の税・社会保険料の負担の大きさはアメリカとともに低く、国民所得に対する税・社会保険料の比率では、6カ国の中で最も高いスウェーデンの71%に対して、日本では38%である。

所得税+社会保険料（本人負担分）の賃金に対する割合、VATまたは消費税の税率、いずれの指標で見ても日本の個人負担は6カ国の中で最も軽い。また、所得税及び社会保険料（本人負担分）の控除率（給与総額に対する割合）は各国とも家族形態や給与水準によって異なるが、日本の控除率は概して低い。子がいる場合は各國とも負担が大幅に軽減されているが、日本は例外である。単身で子がない場合や夫婦（共働きを除く）では、ドイツの家計の負担率は日本のほぼ2倍である。

賃金付随コストには社会保険料（事業主負担分）の他に法定外福利費や退職金・企業年金等の費用がある。賃金に対する（賃金付随コストを加えた）労働コストの大きさは、日本、イギリス、アメリカが120%台であるのに対して、フランスでは154%と最も大きい。一方で、国と地方をあわせた法人税率は日本、アメリカ、ドイツで40%前後と高く、スウェーデンで28%と低い。

## (2) 「企業による福利厚生の動向」(府川論文)

企業を対象として平成16年度に実施した「福利厚生制度に関するアンケート調査」（有効回答企業数705、有効回答率12%）を用いて、企業年金の動向や社会保険料の事業主負担分に関する企業の考え方について、退職制度規模、高齢者雇用割合、パート費用割合等に焦点を当てた集計・分析を行った。

企業が採用している退職年金制度は税制

適格年金43%、厚生年金基金26%、確定給付企業年金16%、確定拠出年金9%の順であり（重複回答）、サービス業や企業規模が500人未満の企業を中心に、全体の4分の1の企業には退職年金制度がなかった。

厚生年金基金を採用している企業の代行制度に対する対応は、「既に代行返上した」が24%、「代行返上を考えている」が18%、「代行返上を考えていない」が59%であった。また、既に代行返上して現在厚生年金基金を採用していない企業を含めると、回答企業の18%が代行返上を経験した。

社会保険料の企業負担に関しては、81%の企業が「保険料負担が高い」と回答し、業種間・規模間の差は少なかった。分野別の社会保険料の事業主負担に関しては、その引き下げを求める声が一定程度あった（医療19%、介護20%、年金24%、児童手当18%）。医療や介護に関しては、企業規模の拡大とともに、企業負担を許容する率が高まっている。

医療・介護における企業負担の代替財源としては、間接税の引上げ（50%）、公的給付の削減（48%）、高齢者の保険料又は自己負担の引上げ（20%）という順に回答が多かった（重複回答）。年金に関しても、間接税の引上げ（53%）、公的給付の削減（40%）、高齢者の保険料又は自己負担の引上げ（26%）と、医療・介護と同様の結果となった。また、医療・介護、年金いずれの場合でも、60歳以上の者を雇用している割合の高い企業では給付削減と答える企業は少なかった（医療・介護35%、年金27%）。

## (3) 「我が国における住宅保障に関する公私の役割分担に関する研究」(菊地論文、巻末に別刷として収録)

住宅政策・住宅保障における公私の役割

分担のあり方に関して、比較福祉国家（福祉レジーム）論を用いた住宅政策の把握を試みるとともに、持ち家率と所得保障制度の関係、持ち家政策と若年層の家族依存との関係について論じた。

住宅政策への比較福祉国家論の応用に関しては、平成16年度において、(1) 我が国の賃貸住宅市場が Kemeny (1995) の言う「デュアリズム」と「ユニタリズム」のうち、「デュアリズム」類型に該当するものの、おさまりの悪さが見られること、(2)

「デュアリズム」がもたらす弊害が、企業福祉の形での住宅供給によってある程度緩和されたものの、それは同時に企業規模による居住格差を生み出す問題点があることを指摘した。本年度は、最新の動向を踏まえつつ以上の議論を補完・発展した。その結果、住宅政策が福祉レジーム論に位置づけられること、我が国の住宅供給における公私の役割分担の構造が、企業とともに家族に依存する面が多いこと、また、その構造に南欧諸国と類似する点が多いことなどが明らかとなった。

持ち家率と所得保障制度の充実度との関係に関しては、少なくとも 1980 年代までは、両者の間にトレードオフ関係が成立していたとする Castles (1998) の指摘がある。具体的には、新大陸（アメリカ、オーストリアなど）では持ち家率が高い一方で公的な所得保障の水準が低いが、旧大陸諸国（南欧を除く）は逆の状況にあったとする。このことについては、Castles に従い、下記の通り論ずることができる。

①持ち家率の高い国は、持ち家を取得できなかった者の貧困・不平等問題をめぐって批判されることが多いが、持ち家率が低い国に比べて、相対的に低い所得層の人々

にも持ち家取得の恩恵が得られるような政策が講じられており、貧困防止にも一定の効果を上げている（この意味において、同様のパフォーマンスを別の方法によって得るものと理解される）。

②持ち家率の高い国では、住宅ローンの返済を抱える若年者の担税・社会保障費負担能力が低いこと、ローン返済を終えて住居費が少なくて済む高齢者が充実した所得保障を必要としないことが、所得保障制度の発展を妨げるという関係が示唆される。

③新大陸（＝自由主義レジーム）諸国では、良好なパフォーマンスを持つ労働市場が、公的給付の代替的機能を果たしてきたとされる。この図式の議論は、所得保障制度だけでなく、住宅にも適用することが可能である。

持ち家政策と若年層の家族依存との関係に関しては、山田 (1999) のパラサイト・シングル論において家族と居住とが取り結ぶ関係が分析されている。若年層が親と同居・依存する問題は、我が国だけでなく南欧諸国でも深刻である。これらの国の特徴として、若年層の雇用問題が深刻であること、持ち家率の高さとの二つがあげられる。

#### (4) 「企業が私的保障・社会保障を提供する要因に関する分析」（酒井論文）

退職手当等の福利厚生を後払い方式の賃金と考えることで、企業の置かれている市場環境がそれらの将来価値を変化させる要因として働きうることを考察した。

Curme-Kahn(1990)によるモデルでは、企業は労働者の怠業をモニターするのにコストがかかり、退職金などの後払い賃金を伴う長期雇用か それらを伴わないスポットマーケット的短期雇用のいずれかの雇用契約を結ぶ。長期雇用契約においては、労

労働者の怠業が発覚した場合には雇用契約終了後の「後払い賃金」を支払わないことによって罰を与えることができる。これに対してスポットマーケット契約においては、このような罰則が使えないために労働者の怠業は完全に取り締まられなければならない。ここで将来時点における企業の存続確率が下がれば、労働者にとって「後払い賃金」がもらえなくなる可能性が高まるので、「後払い賃金」は大きく‘割り引かれる’ことになる。結果、従来通りの後払い額では怠業を抑制するのに充分でなくなり、「後払い賃金」はより多く支払われる必要がある。しかし存続確率が更に低くなれば限りなく後払いの報酬額を大きくしていかなければならず、そのような長期雇用契約を採用していること自体が非効率となる。その場合、長期雇用は放棄され非正規雇用のようなスポットマーケット契約に代替されることになる。

以上のモデルを拡張することで、長期雇用契約による労働者の人的資本の蓄積が急速であるほど、またモニタリング・コストが大きいほど、長期雇用からスポットマーケット契約に切り替える閾値が低くなることを確認した。すなわち長期契約による人的資本の蓄積が大きい職種や、怠業のモニタリングに著しく高いコストがかかるような職種の場合には、たとえ存続確率が下がったとしても「後払い賃金」を付随する長期雇用契約を維持し続ける可能性が高い。存続確率は企業のおかれている市場の競争環境と読み替えることができるが、市場条件のみならず、企業の生産構造などの特性も退職手当等の福利のあり方に影響を与えることになる。

#### 「福利厚生制度に関するアンケート調査」

を用いた分析から、企業が退職年金制度を有するかどうかは産業・企業規模・パートをどの程度利用しているかといったこと等と密接に関わっていることがわかった。

#### (5) 「民間介護保険の実現可能性に関する考察」(菊池論文)

米国では、高齢期に要介護状態に陥ることによって発生する経済的損失（介護リスク）に対して、高齢者を対象とした公的医療保険である Medicare、低所得者を対象とした Medicaid、そして民間保険や自己負担などの私費による対応がなされている。この中で最も大きな負担を行っているのが、Medicaid であり、民間介護保険の負担割合はごくわずかにとどまっている。

米国において民間介護保険の普及を阻害している要因として、次の 3 点が重要であることが明らかとなった。第 1 に、介護費用は系列相関を持っており、世代内はもちろん、世代間でのリスク分散も困難なリスクである。第 2 に、民間介護保険市場には情報の非対称性が存在し、民間介護保険市場で十分な保険を提供することは困難である。以上 2 つの供給サイドの問題を原因として、米国における民間介護保険のリスク分散機能は限定的なものにとどまっている。第 3 に、Medicaid が民間介護保険の代替財としての性格を持つために、民間介護保険の普及を阻害しているという問題、すなわち Medicaid によるクラウディング・アウトが発生しており、これが米国において民間介護保険の普及を阻害している主因であることが明らかとなった。このことは結果として、貧困リスクの拡大へつながっている。

米国の経験から得られるわが国の介護政策に対する含意として、次の 2 点を指摘で

きる。第1は公的介護保険導入の意義である。介護リスクが分散不可能なりスクであり、民間介護保険市場に情報の非対称性が存在していることを踏まえると、民間介護保険のみで十分なリスク分散を行うことは困難であり、社会保障制度として介護リスクに対応していくことには一定の意義が認められる。また、介護独自の保険を整備することによって、貧困リスクと介護リスクとの分離が可能となり、この点においても公的介護保険の導入に意義を認めることができる。

一方で、公的保険には公的保険特有の問題がある。特にわが国のように賦課方式で運営される公的保険では、受給と負担の関係が不明確となり、コスト意識が希薄となる。今後の介護政策を検討する際には、両者の欠点を補完する公私の役割分担が求められる。

#### (6) 「公的年金加入における逆選択の分析」 (大石論文)

本研究では、国民年金加入における逆選択の可能性について、「平成13年国民生活基礎調査」の個票から得られる健康情報を利用して検討を行った。公的年金の存在意義の一つとして、年金市場における逆選択の存在がある。このため、国民年金における逆選択の存在を検証することは、年金保険における公私の役割分担を考える上で重要なテーマである。

未加入については、原因が何であるかによって、必要となる政策対応が全く違うものになる。ここでは家計のリソース不足のために保険料が支払えずに未納・未加入になる可能性（流動性制約要因）、健康状態が悪い等の理由で予想される死亡年齢が低く、生涯ベースでの年金収益率が低いことを見

越して、公的年金にあえて加入しない可能性（逆選択要因）などについて計量的に分析した。分析においては、医療保険への未加入行動や、個人年金加入行動との関連も考慮した。

分析から明らかになった点は以下の通りである。

第1に、世帯主の未加入は低所得であることや健康状態が悪いことによってもたらされている面が強い。これは流動性制約や逆選択の存在を示唆するものである。

第2に、個人年金加入者は、国民年金に未加入となる確率が有意に低い。その一方で、所得が高く、貯蓄が多く、かつ、健康であるなど、長寿が見込まれる人が個人年金に加入する傾向が強い。

第3に、若年層、無職者、離別者、低所得層など、セーフティーネットをより多く必要とする人々が国民年金にも、医療保険にも未加入となる確率が有意に高い。

#### (7) 「厚生年金基金の脱退問題」(山本論文)

日本政策投資銀行・財団法人日本経済研究所の企業財務データバンクや厚生年金基金事業年報のデータを用いて、厚生年金基金の解散と企業財務との関係について考察した。

財務データより、4つのカテゴリー（成長性・収益性・安全性・効率性）に分類される財務指標を作成し、基金を存続している企業（存続企業）と解散した企業（解散企業）とで各財務指標の平均値の比較を行った。

成長性を表す指標に関しては、売上高伸び率と総資本伸び率は存続企業の方が高いものの、自己資本伸び率は解散企業の方が高かった。このことから、基金の解散と同時に財務体質を見直し、自己資本を増強し

た企業が多かったことが示唆される。

収益性を表す指標に関しては、全ての項目で存続企業の平均値が脱退企業のそれを上回った。特に、両者の ROE の差は顕著であり、このことは市場が厚生年金基金を嫌っていることを示している可能性がある。

基金の解散を被説明変数とするプロビット分析からは、売上高伸び率が低いほど、固定長期適合率（固定資産／（自己資本+固定負債））が低いほど、また退職給付費用・人件費比率が高いほど、基金解散確率が上昇するという結果が得られた。ただし、いずれの指標に関しても影響の大きさに関しては限定的なものにとどまっている。

2000 年の会計基準の変更は、企業に財務状況を改善しようとする誘因をもたらし、企業年金は企業経営の重荷であるという意識が労使双方に芽生えている可能性がある。た。その意味では、売上高伸び率、固定長期適合率、そして退職給付費用・人件費比率が今回のようなプリミティブなモデルでも基金の解散に対して感応しているということは、財務と企業値人の関係が明示的に生じてきている可能性を示唆するものである。

#### (8) 「公的年金未納・未加入に関するシミュレーション分析」（佐藤論文）

国民年金の未納・未加入対策としての国民年金保険料の多段階免除制度の導入、および基礎年金部分の消費税化が経済厚生や資本蓄積に与える影響に関して、81 期間・複数家計の存在するライフサイクル一般均衡モデルを用いて検討した。分析により、次のような結果が得られた。

まず、基礎年金給付率（当該時点における現役世代の平均労働所得に対する基礎年金給付額の比率）を見ると、多段階免除制

度の導入で 1/4 免除や 3/4 免除が適用される家計が増加することにより、基礎年金給付率は低下することが明らかとなった。一部免除を受けている家計は、全額納付している家計と比べると、拠出に対して給付額が大きくなる。したがって、拠出総額の増加に比べて給付総額の増加の方が大きくなるため、1 人当たりの給付額を減少させて対応することになる。これは 1/4 免除や 3/4 免除の対象者が増加することによってより顕著になる。

また、基礎年金部分を消費税化することで全ての国民を加入者とすることはできるが、これは資本労働比率を引き下げ、経済厚生を悪化させる要因ともなる。また、国民年金給付水準を従前の全額納付者と等しい水準に設定すると、消費税率は最大で 5% 程度となる。消費税化による資本労働比率の低下は、給与税としての年金保険料の廃止により、資本労働比率の分母である労働供給が増加することが原因であると考えられる。

最後に経済厚生で測った場合の結果である。被用者・国民年金を全額納付している家計、半額免除の家計、国民年金未加入の家計、多段階免除制度の導入により加入了した家計の 5 種類について見ると、ほぼ全ての家計について、免除の家計が増加しないケースで最も高い厚生が得られるという結果が得られた。これは前述の通り、免除者の増加に伴い 1 人当たりの年金給付率が低下することが原因であると考えられる。また、未加入であった家計が、1/4 免除ないしは 3/4 免除を受けて国民年金制度に加入了したケースを見ると、免除の家計が増加しないケースで最も高い厚生が得られるという結果は変わらないものの、1/4 免除になった

家計については、消費税化するケースにおいて、免除の家計が増加しないケースに次いで高い厚生となっている点が特徴である。しかし 3/4 免除になった者にとっては、消費税化は厚生を悪化させるものとなっており、家計によっては消費税化による負担は重すぎる可能性があると考えられる。

#### E 結論

先進各国とも社会保障改革に取り組んでいるが、拡大する社会保障の財源については、各国とも新たな負担増を国民に求めることが困難な状況である。社会保障が成熟している国では税であれ社会保険料であれ、負担をこれ以上増やすずに制度を効率化することによって、社会保障の役割を再定義しようとしている。

先進各国に比較すると、わが国の社会保障負担は個人、企業いずれで見ても決して高くはなく、負担の限界には達していないと思われる。わが国においても社会保険料の引き上げには個人、企業の抵抗が強いが、その根底には制度に対する不信があるとみられる。

現状のように、企業が間接的に未納・未加入者や自営業者の保険料の一部を支払っているような社会保障制度負担体系で社会保険料負担の引き上げを行っていけば、企業は正規雇用者の採用を減じるという形で労務コストの上昇を防ぐであろう。

これは、賃金の低いパート労働者を増やし、社会保険料収入の減少をもたらし、さらに企業が労務コストの削減を推進するという悪循環に陥る。未納・未加入者の対策や赤字企業に対する外形標準課税の導入等、負担の公平性が担保されないと、企業としても社会的責任を果たそうとする誘因は阻

害されよう。

一方で、福利厚生制度は中心となる人材の採用・雇用の継続に必要な事項と考えられ、企業の人事戦略に不可欠である。特に、生活関連分野や育児関連分野に関しては、増強の意向を示す企業も数多く存在する。

このように、企業自体には従業員の福利厚生制度を実施する誘因が存在し、企業が正しいインセンティブに直面することが重要である。税制優遇措置や様々な規制緩和によって企業の福祉プログラムが推進されれば、公的プログラムの役割を柔軟に考える余地が拡大するものと思われる。

未納・未加入問題については、低所得者やそうした世帯に属する者が未加入となる傾向が強く、短期的には免除制度の充実やそれらの制度の啓蒙活動が望まれる。

その一方で、免除を多段階にすること自体は納付率を上昇させるために必要だとしても、元々免除を受けず、全額納付していた家計との公平性を図るためにも、免除を受けた場合の給付水準の見直しが求められる。

また、基礎年金の財源を消費税に変更することは、すべての国民を年金制度に加入させるという意味では大きな効果をもつが、現在の給付水準を維持するためには最大で約 5% の税率が必要となるため、一部の家計にとってはこの負担が過大なものとなる可能性があり、慎重な対応が求められる。

#### F 健康危険情報

なし

#### G 研究発表

##### 1. 論文発表

- ・菊地英明・金子能宏「社会保障における

「住宅政策の位置づけ」『海外社会保障研究』第 152 号、pp. 3-17.

- ・府川哲夫「企業による福利厚生の動向」  
国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパー (forthcoming)

2. 学会発表

なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

## II. 平成 17 年度 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業  
「社会保障と私の保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究」  
分担研究報告書

社会保障の企業負担に関する研究

主任研究者 府川 哲夫 国立社会保障・人口問題研究所  
分担研究者 菊地 英明 国立社会保障・人口問題研究所  
研究協力者 酒井 正 国立社会保障・人口問題研究所  
研究協力者 菊池 潤 国立社会保障・人口問題研究所

**研究要旨**

企業は社会保障制度内で事業主負担を担っているのみならず、企業年金をはじめ独自の福利厚生に関する負担をしており、国際競争の観点から企業負担についての関心が高まっている。公的制度のスリム化、企業福祉の縮小、個人責任の拡大は、社会保障と私の保障のインターフェイスに焦点を当てるこことによって、より良い解決策を見いだすことができると考えられる。

平成 17 年度の研究内容は以下の通り。第 1 に、OECD Tax Database 等を用いて、日本における企業・個人の負担の相対的な状況を明らかにした。第 2 に、平成 16 年度に実施した企業を対象とした「福利厚生制度に関するアンケート調査」を用いて、企業年金や社会保険料の事業主負担分に関する企業の考え方を当てる集計・分析を行った。第 3 に、住宅保障における公私の役割分担に関して、比較福祉国家論を応用したアプローチから理論的考察を行った。第 4 に、企業福利・退職手当等を企業が提供する要因について理論的・実証的な分析を行った。第 5 に、介護における公私の役割分担に関して、米国における民間介護保険に関する文献調査を行った。

**A 研究目的**

企業は社会保障制度内で事業主負担を担っているのみならず、企業年金をはじめ独自の福利厚生に関する負担をしており、国際競争の観点から企業負担についての関心が高まっている。公的制度のスリム化、企業福祉の縮小、個人責任の拡大は、社会保障と私の保障のインターフェイスに焦点を当てるこことによって、より良い解決策を見いだすことができると考えられる。

社会保障のあり方を考える上で企業や家庭を視野に入れる必要性がますます高まっている。年金・医療・雇用保険等の保険料負担は企業のトータル・コンペナセーションを構成する重要な要素であり、人事政策や賃金政策を通じて家計および個々人の所得保障や就労行動に大きく関わっている。従来の世帯を対象とした調査では家計と企業の関わり、企業と社会保障の関わりが必ずしも十分には把握されなかった。本研究

は企業を対象にした既存の統計・調査の利用及び新たな調査等の実施などを通じて、社会保障を企業とのインターフェイスに焦点を当てて総合的に捉えることを目的としている。

## B 研究方法

第1に、OECD Tax Database 等を用いて、日本における企業・個人の負担の相対的な状況を明らかにした。

第2に、平成16年度に実施した企業を対象とした「福利厚生制度に関する企業アンケート調査」を用いて、企業年金の動向や社会保険料の事業主負担分に関する企業の考え方を焦点を当てた集計・分析を行った。

第3に、住宅保障における公私の役割分担について、比較福祉国家論を応用したアプローチから理論的考察を行った。

第4に、私的保障としての企業福利・退職手当等を企業が提供する要因について理論的・実証的な分析を行った。

第5に、米国の民間介護保険市場に関する文献調査を通じて、わが国への民間介護保険導入の可能性について検討した。

### (倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報の流出のないように細心の注意を払う。

## C 研究結果 と D 考察

本年度の研究成果を以下の5論文にとりまとめた。

### (1) 「企業による福祉と社会保障III」(府川論文)

個人の負担、企業の負担について国際比

較を交えて検討した。日本の税・社会保険料の負担の大きさはアメリカとともに低く、国民所得に対する税・社会保険料の比率では、6カ国の中で最も高いスウェーデンの71%に対して、日本では38%である。

所得税+社会保険料（本人負担分）の賃金に対する割合、VATまたは消費税の税率、いずれの指標で見ても日本の個人負担は6カ国の中で最も軽い。また、所得税及び社会保険料（本人負担分）の控除率（給与総額に対する割合）は各国とも家族形態や給与水準によって異なるが、日本の控除率は概して低い。子がいる場合は各国とも負担が大幅に軽減されているが、日本は例外である。単身で子がない場合や夫婦（共働きを除く）では、ドイツの家計の負担率は日本のほぼ2倍である。

賃金付随コストには社会保険料（事業主負担分）の他に法定外福利費や退職金・企業年金等の費用がある。賃金に対する（賃金付随コストを加えた）労働コストの大きさは、日本、イギリス、アメリカが120%台であるのに対して、フランスでは154%と最も大きい。一方で、国と地方をあわせた法人税率は日本、アメリカ、ドイツで40%前後と高く、スウェーデンで28%と低い。

### (2) 「企業による福利厚生の動向」(府川論文)

企業を対象として平成16年度に実施した「福利厚生制度に関するアンケート調査」(有効回答企業数705、有効回答率12%)を用いて、企業年金の動向や社会保険料の事業主負担分に関する企業の考え方について、退職制度規模、高齢者雇用割合、パート費用割合等に焦点を当てた集計・分析を行った。

企業が採用している退職年金制度は税制適格年金 43%、厚生年金基金 26%、確定給付企業年金 16%、確定拠出年金 9%の順であり（重複回答）、サービス業や企業規模が 500 人未満の企業を中心に、全体の 4 分の 1 の企業には退職年金制度がなかった。

厚生年金基金を採用している企業の代行制度に対する対応は、「既に代行返上した」が 24%、「代行返上を考えている」が 18%、「代行返上を考えていない」が 59% であった。また、既に代行返上して現在厚生年金基金を採用していない企業を含めると、回答企業の 18% が代行返上を経験した。

社会保険料の企業負担に関しては、81% の企業が「保険料負担が高い」と回答し、業種間・規模間の差は少なかった。分野別の社会保険料の事業主負担に関しては、その引き下げを求める声が一定程度あった（医療 19%、介護 20%、年金 24%、児童手当 18%）。医療や介護に関しては、企業規模の拡大とともに、企業負担を許容する率が高まっている。

医療・介護における企業負担の代替財源としては、間接税の引上げ（50%）、公的給付の削減（48%）、高齢者の保険料又は自己負担の引上げ（20%）という順に回答が多かった（重複回答）。年金に関しても、間接税の引上げ（53%）、公的給付の削減（40%）、高齢者の保険料又は自己負担の引上げ（26%）と、医療・介護と同様の結果となつた。また、医療・介護、年金いずれの場合でも、60 歳以上の者を雇用している割合の高い企業では給付削減と答える企業は少なかつた（医療・介護 35%、年金 27%）。

(3) 「我が国における住宅保障に関する公私

の役割分担に関する研究」（菊地論文、巻

#### 末に別刷として収録)

住宅政策・住宅保障における公私の役割分担のあり方に関して、比較福祉国家（福祉レジーム）論を用いた住宅政策の把握を試みるとともに、持ち家率と所得保障制度の関係、持ち家政策と若年層の家族依存との関係について論じた。

住宅政策への比較福祉国家論の応用に関しては、平成 16 年度において、(1) 我が国の賃貸住宅市場が Kemeny (1995) の言う「デュアリズム」と「ユニタリズム」のうち、「デュアリズム」類型に該当するものの、おさまりの悪さが見られること、(2) 「デュアリズム」がもたらす弊害が、企業福祉の形での住宅供給によってある程度緩和されたものの、それは同時に企業規模による居住格差を生み出す問題点があることを指摘した。本年度は、最新の動向を踏まえつつ以上の議論を補完・発展した。その結果、住宅政策が福祉レジーム論に位置づけられること、我が国の住宅供給における公私の役割分担の構造が、企業とともに家族に依存する面が多いこと、また、その構造に南欧諸国と類似する点が多いことなどが明らかとなった。

持ち家率と所得保障制度の充実度との関係に関しては、少なくとも 1980 年代までは、両者の間にトレードオフ関係が成立していたとする Castles (1998) の指摘がある。具体的には、新大陸（アメリカ、オーストリアなど）では持ち家率が高い一方で公的な所得保障の水準が低いが、旧大陸諸国（南欧を除く）は逆の状況にあったとする。このことについては、Castles に従い、下記の通り論ずることができる。

①持ち家率の高い国は、持ち家を取得で

きなかつた者の貧困・不平等問題をめぐつて批判されることが多いが、持ち家率が低い国に比べて、相対的に低い所得層の人々にも持ち家取得の恩恵が得られるような政策が講じられており、貧困防止にも一定の効果を上げている（この意味において、同様のパフォーマンスを別の方法によって得るものと理解される）。

②持ち家率の高い国では、住宅ローンの返済を抱える若年者の担税・社会保障費負担能力が低いこと、ローン返済を終えて住居費が少なくて済む高齢者が充実した所得保障を必要としないことが、所得保障制度の発展を妨げるという関係が示唆される。

③新大陸（＝自由主義レジーム）諸国では、良好なパフォーマンスを持つ労働市場が、公的給付の代替的機能を果たしてきたとされる。この図式の議論は、所得保障制度だけでなく、住宅にも適用することが可能である。

持ち家政策と若年層の家族依存との関係に関しては、山田（1999）のパラサイト・シングル論において家族と居住とが取り結ぶ関係が分析されている。若年層が親と同居・依存する問題は、我が国だけでなく南欧諸国でも深刻である。これらの国の特徴として、若年層の雇用問題が深刻であること、持ち家率の高さとの二つがあげられる。

#### （4）「企業が私的保障・社会保障を提供する要因に関する分析」（酒井論文）

退職手当等の福利厚生を後払い方式の賃金と考えることで、企業の置かれている市場環境がそれらの将来価値を変化させる要因として働きうることを考察した。

Curme-Kahn(1990)によるモデルでは、企業は労働者の怠業をモニターするのにコ

ストがかかり、退職金などの後払い賃金を伴う長期雇用か それらを伴わないスポットマーケット的短期雇用のいずれかの雇用契約を結ぶ。長期雇用契約においては、労働者の怠業が発覚した場合には雇用契約終了後の「後払い賃金」を支払わぬことによって罰を与えることができる。これに対してスポットマーケット契約においては、このような罰則が使えないために労働者の怠業は完全に取り締まられなければならない。ここで将来時点における企業の存続確率が下がれば、労働者にとって「後払い賃金」がもらえなくなる可能性が高まるので、「後払い賃金」は大きく‘割り引かれる’ことになる。結果、従来通りの後払い額では怠業を抑制するのに充分でなくなり、「後払い賃金」はより多く支払われる必要がある。しかし存続確率が更に低くなれば限りなく後払いの報酬額を大きくしていかなければならず、そのような長期雇用契約を採用していること自体が非効率となる。その場合、長期雇用は放棄され非正規雇用のようなスポットマーケット契約に代替されることになる。

以上のモデルを拡張することで、長期雇用契約による労働者の人的資本の蓄積が急速であるほど、またモニタリング・コストが大きいほど、長期雇用からスポットマーケット契約に切り替える閾値が低くなることを確認した。すなわち長期契約による人的資本の蓄積が大きい職種や、怠業のモニタリングに著しく高いコストがかかるような職種の場合には、たとえ存続確率が下がったとしても「後払い賃金」を付随する長期雇用契約を維持し続ける可能性が高い。存続確率は企業のおかれている市場の競争

環境と読み替えることができるが、市場条件のみならず、企業の生産構造などの特性も退職手当等の福利のあり方に影響を与えることになる。

「福利厚生制度に関するアンケート調査」を用いた分析から、企業が退職年金制度を有するかどうかは産業・企業規模・パートをどの程度利用しているかといったことなど密接に関わっていることがわかった。

#### (5) 「民間介護保険の実現可能性に関する考察」(菊池論文)

米国では、高齢期に要介護状態に陥ることによって発生する経済的損失（介護リスク）に対して、高齢者を対象とした公的医療保険である Medicare、低所得者を対象とした Medicaid、そして民間保険や自己負担などの私費による対応がなされている。この中で最も大きな負担を行っているのが、Medicaid であり、民間介護保険の負担割合はごくわずかにとどまっている。

米国において民間介護保険の普及を阻害している要因として、次の 3 点が重要であることが明らかとなった。第 1 に、介護費用は系列相関を持っており、世代内はもちろん、世代間でのリスク分散も困難なリスクである。第 2 に、民間介護保険市場には情報の非対称性が存在し、民間介護保険市場で十分な保険を提供することは困難である。以上 2 つの供給サイドの問題を原因として、米国における民間介護保険のリスク分散機能は限定的なものにとどまっている。第 3 に、Medicaid が民間介護保険の代替財としての性格を持つために、民間介護保険の普及を阻害しているという問題、すなわち Medicaid によるクラウディング・アウトが発生しており、これが米国において民間

介護保険の普及を阻害している主因であることが明らかとなった。このことは結果として、貧困リスクの拡大へつながっている。

米国の経験から得られるわが国の介護政策に対する含意として、次の 2 点を指摘できる。第 1 は公的介護保険導入の意義である。介護リスクが分散不可能なリスクであり、民間介護保険市場に情報の非対称性が存在していることを踏まえると、民間介護保険のみで十分なリスク分散を行うことは困難であり、社会保障制度として介護リスクに対応していくことには一定の意義が認められる。また、介護独自の保険を整備することによって、貧困リスクと介護リスクとの分離が可能となり、この点においても公的介護保険の導入に意義を認めることができる。

一方で、公的保険には公的保険特有の問題がある。特にわが国のように賦課方式で運営される公的保険では、受給と負担の関係が不明確となり、コスト意識が希薄となる。今後の介護政策を検討する際には、両者の欠点を補完する公私の役割分担が求められる。

#### E 結論

先進各国とも社会保障改革に取り組んでいるが、拡大する社会保障の財源については、各国とも新たな負担増を国民に求めることが困難な状況である。社会保障が成熟している国では税であれ社会保険料であれ、負担をこれ以上増やすさずに制度を効率化することによって、社会保障の役割を再定義しようとしている。

先進各国に比較すると、わが国の社会保

障負担は個人、企業いずれで見ても決して高くはなく、負担の限界には達していないと思われる。わが国においても社会保険料の引き上げには個人、企業の抵抗が強いが、その根底には制度に対する不信があるとみられる。

現状のように、企業が間接的に未納・未加入者や自営業者の保険料の一部を支払っているような社会保障制度負担体系で社会保険料負担の引き上げを行っていけば、企業は正規雇用者の採用を減じるという形で労務コストの上昇を防ぐであろう。

これは、賃金の低いパート労働者を増やし、社会保険料収入の減少をもたらし、さらに企業が労務コストの削減を推進するという悪循環に陥る。未納・未加入者の対策や赤字企業に対する外形標準課税の導入等、負担の公平性が担保されないと、企業としても社会的責任を果たそうとする誘因は阻害されよう。

一方で、福利厚生制度は中心となる人材の採用・雇用の継続に必要な事項と考えられ、企業の人事戦略に不可欠である。特に、生活関連分野や育児関連分野に関しては、増強の意向を示す企業も数多く存在する。

このように、企業自体には従業員の福利厚生制度を実施する誘因が存在し、企業が正しいインセンティブに直面することが重要である。税制優遇措置や様々な規制緩和によって企業の福祉プログラムが推進されれば、公的プログラムの役割を柔軟に考える余地が拡大するものと思われる。

## F 健康危険情報

なし

## G 研究発表

### 1. 論文発表

- 菊地英明・金子能宏「社会保障における住宅政策の位置づけ」『海外社会保障研究』第152号、pp. 3-17.

- 府川哲夫「企業による福利厚生の動向」  
国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパー (forthcoming)

### 2. 学会発表

なし

## H 知的所有権の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし